

作業療法士に関係・影響が考えられる項目（抜粋）

頁	項目No.	項目名	概要
47-	I-3 ⑩	早期離床・リハビリテーション加算の見直し	早期離床・リハビリテーション加算の算定対象に、救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料及び小児特定集中治療室管理料を算定する治療室を追加
52-	I-3 ⑪	早期離床・リハビリテーション加算における職種要件の見直し	職種に言語聴覚士を追加
60-	I-3 ⑮	地域包括ケア病棟入院料の評価体系の見直し	在宅復帰率、自宅等から入院した患者割合、在宅医療等の実績等の要件の見直し
75-	I-3 ⑰	回復期リハビリテーション病棟入院料の評価体系及び要件の見直し	入院料5の廃止、重症患者の割合の見直し、第三者評価を受けていることを望ましいとする
80-	I-3 ⑱	回復期リハビリテーションを要する状態の見直し	「回復期リハビリテーションを要する状態」について、「急性心筋梗塞、狭心症発作その他急性発症した心大血管疾患又は手術後の状態」を追加
83-	I-3 ⑲	特定機能病院においてリハビリテーションを担う病棟の評価の新設	特定機能病院におけるリハビリテーションに係る役割を明確化し「特定機能病院リハビリテーション病棟入院料」と位置付け、当該入院料に係る施設基準を見直し
86-	I-3 ⑳	療養病棟入院基本料に係る経過措置の見直し	疾患別リハビリテーション料を算定する患者に対して、FIMの測定実施に応じた点数へ見直し
167-	I-6 ⑪	医療的ケア児等に対する訪問看護に係る関係機関の連携強化	訪問看護情報提供療養費2について、情報提供先に高等学校等を追加し、対象となる利用者の年齢を引き上げ
170	I-6 ⑫	訪問看護指示書の記載欄の見直し	理学療法士等が訪問看護の一環として実施するリハビリテーションの時間及び実施頻度等を訪問看護指示書に記載
192-	I-6 ⑫	薬局に係る退院時共同指導料の見直し	薬局に係る退院時共同指導料について、共同指導への参加者の要件の見直し（「薬剤師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは社会福祉士」の追加）
239-	II-5 ①	医療機関における ICT を活用した業務の効率化・合理化	医療従事者等により実施されるカンファレンス等について、ビデオ通話が可能な機器を用いて、対面によらない方法で実施する場合の入退院支援加算等の要件を緩和
250-	III-1 ④	療養・就労両立支援指導料の見直し	対象疾患に、心疾患、糖尿病及び若年性認知症を追加
302-	III-2 ⑫	外来医療等におけるデータ提出に係る評価の新設	疾患別リハビリテーション料において、保険医療機関が診療報酬の請求状況、治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して提出している場合の評価を新設
307-	III-3 ①	摂食嚥下支援加算の見直し	名称を摂食嚥下機能回復体制加算に変更、新たに実績要件を設けるとともに、人員配置に係る要件を見直し
313-	III-3 ②	疾患別リハビリテーション料の見直し	標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行う場合において、月に1回以上FIMを測定していることを要件化

頁	項目No.	項目名	概要
315-	Ⅲ-3 ③	リハビリテーション実施計画書の署名欄の取扱いの見直し	リハ実施計画書及びリハ総合実施計画書の署名欄について、患者等に当該計画書に係る説明を行う際に、説明内容及び当該患者等の同意を得た旨を診療録に記載することにより、同意を得ていること等が事後的に確認できる場合には、患者等の署名を求めなくても差し支えない
353	Ⅲ-4-4 ①	療養・就労両立支援指導における相談支援に係る職種要件の見直し	相談支援加算の対象職種に、精神保健福祉士及び公認心理師を追加
355-	Ⅲ-4-4 ②	薬物依存症患者に対する入院医療管理の充実	入院治療が必要な薬物依存症の患者を対象患者に追加、名称を依存症入院医療管理加算に変更
358-	Ⅲ-4-4 ③	アルコール依存症の外来患者に対する集団療法の評価の新設	外来におけるアルコール依存症の集団療法について実施に係る評価を新設
360-	Ⅲ-4-4 ⑤	精神疾患を有する者の地域定着に向けた多職種による支援の評価の新設	精神科外来に通院する重点的な支援を要する患者に対し、多職種による包括的支援マネジメントに基づく相談・支援等を実施した場合の評価を新設
368-	Ⅲ-4-4 ⑨	精神科救急医療体制の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科救急入院料（精神科救急急性期医療入院料に名称変更）、精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料を入院期間に応じた3区分（30日以内、31日以上60日以内、61日以上90日以内の）の評価へ見直し</li> <li>・精神科救急・合併症入院料について、心大血管疾患リハビリテーション料等の費用を包括評価の範囲から除外</li> </ul>
480	Ⅳ-6 ①	透析中の運動指導に係る評価の新設	人工腎臓を算定している患者に対して、透析中に当該患者の病状及び療養環境等を踏まえた療養上必要な訓練等を行った場合の評価を新設